

平成27年度
住宅局関係予算決定概要

平成27年1月
国土交通省住宅局

～ 目 次 ～

| | (頁) |
|-------------------------|-----|
| 1. 住宅局関係予算総括表 | 1 |
| 2. 財政投融资等 | 2 |
| 3. 新規制度等 | 3 |
| ○ 新規制度等参考資料 | 5 |

1. 住宅局関係予算総括表

(単位:百万円)

| 事 項 | 平成27年度 | | 前 年 度 予 算 額 (B) | 対 前 年 度 倍 率 (A/B) | 備 考 |
|-----------------------|----------------|----------------------|-----------------------|-------------------------|---|
| | 予 算 額 (A) | うち「新しい日本のための優先課題推進枠」 | | | |
| 住 宅 対 策 | 152,720 | 23,900 | 154,322 | 0.99 | 1. 本表のほか、社会資本整備総合交付金等がある。 2. 本表のほか、東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費(平成27年度)として、553百万円がある。 3. 計数は、整理の結果異動することがある。 |
| 公的賃貸住宅家賃対策 | 9,762 | 0 | 8,780 | 1.11 | |
| 公営住宅整備費等補助 | 2,000 | 0 | 1,500 | 1.33 | |
| 住宅市街地総合整備 | 109,592 | 23,900 | 113,049 | 0.97 | |
| うち 密集市街地総合防災事業 | 2,400 | 2,400 | 0 | 皆増 | |
| うち 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業 | 2,500 | 0 | 0 | 皆増 | |
| うち 地域型住宅グリーン化事業 | 11,000 | 0 | 0 | 皆増 | |
| うち 災害時拠点強靱化緊急促進事業 | 3,000 | 0 | 3,000 | 1.00 | |
| うち 地域居住機能再生推進事業 | 19,500 | 19,500 | 14,000 | 1.39 | |
| うち 耐震対策緊急促進事業 | 18,000 | 0 | 20,000 | 0.90 | |
| うち スマートウェルネス住宅等推進事業 | 32,000 | 2,000 | 34,000 | 0.94 | |
| 住宅金融支援機構 | 25,425 | 0 | 27,517 | 0.92 | |
| 都市再生機構 | 5,500 | 0 | 3,000 | 1.83 | |
| 住宅建設事業調査費等 | 441 | 0 | 476 | 0.93 | |
| 都 市 環 境 整 備 | 8,262 | 2,329 | 7,468 | 1.11 | |
| うち 都市機能立地支援事業 | 2,000 | 0 | 2,000 | 1.00 | |
| うち 防災・省エネまちづくり緊急促進事業 | 5,829 | 2,329 | 4,461 | 1.31 | |
| 災 害 復 旧 等 | 100 | 0 | 100 | 1.00 | |
| 合 計 | 161,082 | 26,229 | 161,890 | 1.00 | |
| 住 宅 市 場 整 備 | 22,663 | 1,900 | 24,235 | 0.94 | 他局計上分を含む。 |
| うち 省エネ住宅に関するポイント制度 | 10,000 | 0 | 0 | 皆増 | |
| うち 環境・ストック活用推進事業 | 6,075 | 1,900 | 17,609 | 0.34 | |
| 再 計 | 183,745 | 28,129 | 186,125 | 0.99 | |

2. 財政投融资等

(単位：百万円)

| 区 分 | 前年度(A) | 平成27年度(B) | 比較増△減額 | 倍率(B/A) |
|-------------|-----------|-----------|-----------|---------|
| (独)住宅金融支援機構 | 2,658,791 | 3,347,613 | 688,822 | 1.26 |
| 財政融資資金 | 228,000 | 210,000 | △ 18,000 | 0.92 |
| 自己資金等 | 2,430,791 | 3,137,613 | 706,822 | 1.29 |
| (独)都市再生機構 | 1,522,968 | 1,420,746 | △ 102,222 | 0.93 |
| 財政融資資金 | 556,100 | 471,400 | △ 84,700 | 0.85 |
| 産業投資資金 | 0 | 600 | 600 | 皆増 |
| 自己資金等 | 966,868 | 948,746 | △ 18,122 | 0.98 |
| 合 計 | 4,181,759 | 4,768,359 | 586,600 | 1.14 |
| 財政融資資金 | 784,100 | 681,400 | △ 102,700 | 0.87 |
| 産業投資資金 | 0 | 600 | 600 | 皆増 |
| 自己資金等 | 3,397,659 | 4,086,359 | 688,700 | 1.20 |

- (注) 1. 自己資金等には、(独)住宅金融支援機構28,944億円、(独)都市再生機構700億円の財投機関債を含む。
2. (独)住宅金融支援機構における自己資金等は、証券化支援事業における買取実績・市場金利等の動向により変動する可能性がある。
3. (独)都市再生機構は、都市再生勘定に係る業務分である。
4. (独)都市再生機構は、このほかに宅地造成等経過勘定に係る業務分として、債券1,700億円がある。

3. 新規制度等

1. 安全な住まい・まちづくり

(1) 耐震対策緊急促進事業の拡充

参考資料 1

耐震改修促進法により耐震診断義務付け対象となる建築物の耐震改修補助について、適用期限に係る事業要件の拡充を行うことにより、重点的かつ緊急的に耐震化の促進を図る。

(2) 密集市街地総合防災事業の創設

参考資料 2

高齢化の著しい密集市街地において、防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設・福祉施設等の生活支援機能等の整備を進めるなど、密集市街地における総合的な環境整備を支援する。

(3) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の拡充

参考資料 3

防災対策、省エネルギー対策や子育て支援等といった緊急的な政策課題に対応した先導的な住宅・建築物を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対して、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。

(4) 空き家再生等推進事業の拡充

参考資料 4

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法の成立を踏まえ、空き家再生等推進事業の拡充等により、同法に基づく空家等対策計画の策定を促進し、当該計画に基づく市町村の空き家対策の取組を推進する。

2. 暮らしの安心確保

(1) 重層的住宅セーフティネット構築支援事業の創設

参考資料 5

重層的な住宅セーフティネットを効率的・効果的に整備するため、小規模自治体におけるPPP/PFI手法による公営住宅整備や、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等を支援する。

(2) 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の創設

参考資料 6

住宅に困窮している低所得の高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保を図るため、居住支援協議会等との連携の下、入居ニーズや住宅オーナーの意向を踏まえた上で、空き家等を活用し一定の質が確保された低廉な家賃の賃貸住宅を供給する事業を創設する。

3. 少子化・人口減少に対応した地方創生施策の推進

(1) 地域優良賃貸住宅整備事業の拡充

参考資料 7

子育て世帯に対する居住面での支援を強化するため、新婚世帯等を入居対象者の範囲に加えるとともに、戸建て空き家等を子育て仕様に改修して供給する取組みに対して支援する。

なお、地域優良賃貸住宅については、入居対象者に係る収入要件を見直す。

(2) スマートウェルネス住宅等推進事業の拡充

参考資料 8

サービス付き高齢者向け住宅整備事業について、空き家等を活用した供給を促進するため、用途変更に伴い必要となる改修工事を補助対象に追加する。

4. 優良な住宅ストック形成と活用促進による住宅市場の活性化

(1) 地域型住宅グリーン化事業の創設

参考資料 9

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制による、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備に対して支援を行う。

(2) 省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備の創設

参考資料 10

省エネルギー基準への適合の義務化が段階的に施行された際に、供給側及び審査側が滞りなく対応できる環境整備を図る。

(3) インспекションの活用による住宅市場活性化事業の創設

参考資料 11

インспекションによる住宅情報の蓄積・活用と、インспекション技術の開発・高度化により、既存住宅の適切なメンテナンス・流通等を促進し、中古住宅・リフォーム市場の活性化を図る。

(4) 住宅金融支援機構による中古住宅取得・リフォームの支援等

参考資料 12

住宅金融支援機構のフラット35により、リフォームを含めた中古住宅の取得費用に対する融資の供給を支援するとともに、住宅融資保険事業により、民間金融機関による住宅取得資金に係るリバースモーゲージ型住宅ローンの供給を支援する。

(5) 省エネ住宅に関するポイント制度の実施

参考資料 13

一定の省エネ性能を有する住宅の新築や、エコリフォームに対して、様々な商品等と交換できるポイントを発行することで、省エネ住宅の建設やエコリフォームの普及を図る。

耐震対策緊急促進事業の拡充

住宅局 市街地建築課市街地住宅整備室 企画専門官 高宮茂隆 (内線 39-663)

1. 目的

耐震改修促進法により耐震診断義務付け対象となる建築物の耐震改修補助について、適用期限に係る事業要件の拡充を行うことにより、重点的かつ緊急的に耐震化の促進を図る。

2. 内容

○耐震改修補助の適用期限に係る事業要件の拡充

要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震改修補助の適用期限に係る事業要件について、以下のとおり、拡充する。

(現行) 平成 27 年度末までに、耐震改修工事に着手したものであること。

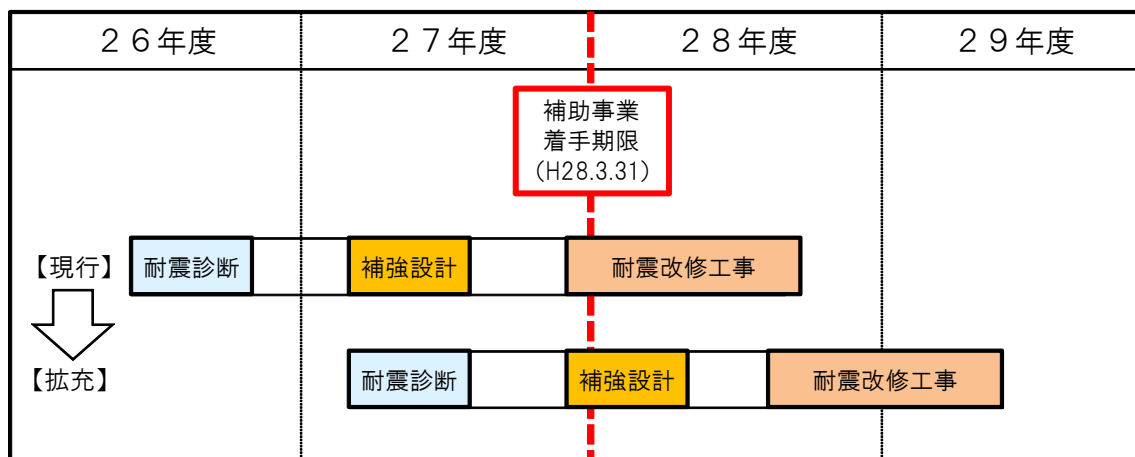
(拡充) 平成 27 年度末までに、補強設計に着手したものであること。

3. その他

耐震対策緊急促進事業の適用期限の延長については、引き続き、耐震対策の実施状況等について把握・分析した上で、平成 28 年度予算編成過程において検討することとする。

【拡充のイメージ】

以下のように、耐震改修工事の補助については、現行制度では、平成 27 年度末までに耐震改修工事に着手するものが対象となるが、拡充後は、平成 27 年度末までに補強設計に着手すれば対象となる。



密集市街地総合防災事業の創設

住宅局 市街地建築課市街地住宅整備室 企画専門官 高宮茂隆（内線 39-663）

1. 目的

高齢化の著しい密集市街地において、防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設・福祉施設等の生活支援機能等の整備を進めるなど、密集市街地における総合的な環境整備を支援する。

2. 内容

(1) 事業内容

地方公共団体が地域ごとに協議会をつくり、民間事業者等との連携のもと、防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設等の生活支援機能等の誘導・整備を行うなどにより、密集市街地の総合的な環境整備を行う事業。

(2) 対象事業

- ① 以下の社会資本整備総合交付金の基幹事業の交付対象となる事業
・住宅市街地総合整備事業、防災街区整備事業、狭あい道路整備等促進事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、空き家再生等推進事業、都市防災総合推進事業、都市再生区画整理事業、街路事業、都市公園等事業
- ② 防災・省エネまちづくり緊急促進事業、スマートウェルネス住宅等推進事業、住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の補助対象となる事業
- ③ 総合防災促進事業

(3) 補助率

- ①及び② それぞれの事業の補助率、補助限度額に準じる。
- ③ 地方公共団体：国 1 / 2
それ以外：国 1 / 3、地方 1 / 3
ただし、整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の 20 / 100 を上限とする。

※以下の事項については、従来の事業（国 1 / 3、地方 1 / 3）よりも高い補助率を適用する。

- ・地区公共施設整備：国 1 / 2、地方 1 / 2
（民間事業者が行うもので、整備後に地方公共団体が管理するものに限る。）
- ・住宅・建築物の共同施設整備：国 2 / 3、地方 1 / 3

(4) 事業主体

地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構及び民間事業者

防災・省エネまちづくり緊急促進事業の拡充

住宅局 市街地建築課 企画専門官 林直人 (内線 39-653)

1. 目的

防災対策、省エネルギー対策や子育て支援等といった緊急的な政策課題に対応した先導的な住宅・建築物を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対して、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。

2. 内容

拡充内容

○ 事業の要件

現行事業の必須要件及び選択要件を以下の通り改正する。

| | 現行 | 改正 |
|------|--------------------------|--|
| 必須要件 | 福祉対策 防災対策 省エネルギー対策 | 高齢者配慮対策 子育て対策 防災対策 省エネルギー対策 環境対策 |
| 選択要件 | 防災対策 環境対策 | 防災対策 環境対策 子育て対策 (住宅部分のみ) |

○対象地域

住宅部分については、現行の対象地域に加え、居住誘導区域（市町村が作成する都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画に定められた同条第 2 項第 2 号に規定する居住誘導区域をいう。）のうち人口密度が 40 人/ha 以上の区域を追加する。

○交付期間

事業の適用期限を平成 32 年 3 月 31 日までとする（平成 34 年 3 月 31 日において完了しないものにあつては、同日後実施される事業の部分を除く）。

空き家再生等推進事業の拡充

住宅局 住宅総合整備課住環境整備室
課長補佐 杉田牧子 (内線 39-354)

1. 目的

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）が成立したことを踏まえ、空き家再生等推進事業の助成対象費用を拡充すること等により、同法第 6 条に定める空家等対策計画の策定を促進し、当該計画に基づく市町村の空き家対策の取組を推進する。

2. 内容

(1) 助成対象費用の拡充

空き家再生等推進事業の助成対象費用に、空家等対策計画の策定等に必要となる空き家住宅等の実態把握に要する費用を追加する。

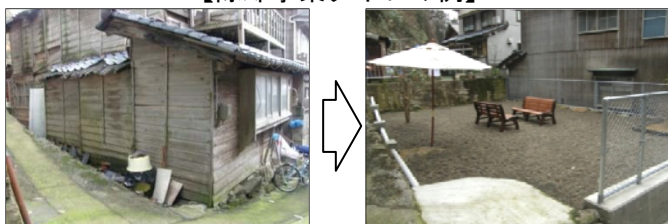
(2) 対象地域要件等の見直し

空き家再生等推進事業の対象地域要件等を次のとおり見直す。

- ① 空き家再生等推進事業（除却事業タイプ、活用事業タイプ）の対象地域に、空家等対策計画に定められた空家等に関する対策の対象地区を追加する。
- ② 市町村による空き家再生等推進事業（除却事業タイプ）のうち、空き家住宅及び空き建築物に係るものについては、空家等対策計画に基づいて行われる場合に限り、
 - ・ 除却費用
 - ・ 除却を行う者に対し除却工事等に要する経費について補助する費用を助成対象とすることとする。ただし、平成 27 年度から 3 年間の経過措置期間を設ける。

【参考】

【除却事業タイプの例】



※老朽化した空き家を除却し、ポケットパークとして活用

【活用事業タイプの例】



※町屋を滞在体験施設として活用

※長屋住宅を交流・展示施設として活用

重層的住宅セーフティネット構築支援事業の創設

住宅局 住宅総合整備課 課長補佐 松本潤朗（内線 39-843）[2(1)①④]
安心居住推進課 課長補佐 川田昌樹（内線 39-854）[2(1)②③]

1. 目的

重層的な住宅セーフティネットを効率的・効果的に整備するため、小規模自治体におけるPPP/PFI手法による公営住宅整備や、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等を支援する。

2. 内容

(1) 事業内容：

① 公営住宅に係るPPP/PFI導入推進事業

小規模自治体における公営住宅整備でのPPP/PFI事業の導入にあたり、候補団地の抽出や有効な併設機能、団地の再編に伴う余剰地の活用等、基本構想策定段階における条件整理等の検討を支援する。

② 居住支援協議会活動支援事業

住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会等が行う住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等を支援する。

③ サービス付き高齢者向け住宅登録制度の円滑な運用支援事業

サービス付き高齢者向け住宅の登録状況等に係る調査・分析や、事業者等に対する登録制度及び関連制度等の周知・普及を行う。

④ 賃貸住宅関連相談・連携円滑化支援事業

民間賃貸住宅に係るトラブルを未然に防止するための研修や、関係機関の連携体制の強化を行う。

(2) 事業主体：①③④は民間事業者等、②は居住支援協議会等

(3) 補助率：定額

(4) 事業期間：平成27年度～平成31年度

住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の創設

住宅局 安心居住推進課 課長補佐 川田昌樹 (内線 39-854)

1. 目的

住宅に困窮している低所得の高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保を図るため、居住支援協議会等との連携の下、入居ニーズや住宅オーナーの意向を踏まえた上で、空き家等を活用し一定の質が確保された低廉な家賃の賃貸住宅を供給する。

2. 内容

○ 事業内容：

住宅に困窮している低所得の高齢者、障害者、子育て世帯向けの賃貸住宅を供給するための空き家等の改修工事に対して補助を行う。

○ 事業主体：民間事業者等

○ 補助対象：

(1) 補助対象となる住宅

入居対象者を原則として収入分位 25%以下の高齢者、障害者、子育て世帯であって現に住宅に困窮している世帯に限定し、一定の質が確保された低廉な家賃の賃貸住宅であること。

(2) 補助対象事業費

バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住のための改修工事*及び居住支援協議会等が必要と認める改修工事に係る費用。

*戸建住宅等を共同居住用住居とするための間仕切り壁や設備の設置工事等

○ 補助率：1/3

[補助限度額] 50万円/戸（共同居住用住居とする場合は100万円/戸）

○ 居住支援協議会等との連携：

補助対象となる住宅が存在する地域の居住支援協議会等において、物件情報の登録や入居対象者への登録住宅の情報提供等を実施する。

地域優良賃貸住宅整備事業の拡充

住宅局 住宅総合整備課 課長補佐 松本潤朗（内線 39-843）

1. 目的

子育て世帯に対する居住面での支援を強化するため、地域優良賃貸住宅の入居対象者の範囲を拡大するとともに、戸建て空き家等を子育て仕様に改修して供給する取組みを支援する。

なお、地域優良賃貸住宅については、入居対象者の収入要件を見直す。

2. 内容

(1) 入居対象者の範囲の拡大

① 入居対象世帯となる「子育て世帯」の範囲の拡充

現行：「同居者に18歳未満の者がいる者」

拡充：「同居者に18歳未満の者又は妊娠している者がいる者」

② 入居対象世帯への新婚世帯（配偶者※を得て5年以内かつ地方公共団体が定める要件に該当する者）の追加

※ 「配偶者」には、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。

(2) 子育て支援タイプの創設

① 事業内容

戸建住宅等を事業主体が買い取り又は借り上げ、子育て仕様に改修して地域優良賃貸住宅として供給する場合、改良費全体（民間事業者等の場合は改良費の2/3）を補助対象として取り扱う。

② 事業主体

民間事業者等、地方住宅供給公社等、地方公共団体、都市再生機構

③ 補助率

概ね45%

※ なお、27年度以降に新たに認定される地域優良賃貸住宅（公共供給型を含む。）については、入居対象者の収入要件を見直し、既存ストックの活用やPPP/PFI事業による場合等を除き、上限となる収入分位を70%とする。（着手済の事業、28年度までに地域再生計画等に位置付けられた事業について、経過措置を設ける。）

スマートウェルネス住宅等推進事業の拡充

住宅局 安心居住推進課 企画専門官 高橋宏幸（内線 39-853）

1. 目的

サービス付き高齢者向け住宅整備事業について、空き家等を活用した供給を促進するため、用途変更に伴い必要となる改修工事を補助対象に追加する。

2. 内容

○ 拡充内容：

改良型のサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象に、用途変更に伴い建築基準法等の法令に適合させるために必要となる工事を追加する。

[補助対象]

現 行：共同住宅の共用部分、加齢対応構造等及び高齢者生活支援施設の改良に係る費用

拡充後：共同住宅の共用部分、加齢対応構造等及び高齢者生活支援施設の改良に係る費用、並びに用途変更に伴い建築基準法等の法令に適合させるために必要となる構造・設備の改良に係る費用

地域型住宅グリーン化事業の創設

住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室
企画専門官 坂田昌平 (内線 39-413)

1. 目的

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制による、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備に対して支援を行う。

2. 内容

○ 事業内容：

- (1) 本事業に取り組もうとする、流通事業者、建築士、中小工務店等からなるグループによる、『地域型住宅』生産の基本方針』及び『地域型住宅』生産の共通ルール』に関する提案を募集。
- (2) 優れた提案に対し、これら提案内容に基づく活動を行うことを要件として国土交通省が提案を採択。
- (3) 採択されたグループに所属する中小工務店によって供給される、木造の長期優良住宅、ゼロエネルギー住宅及び認定低炭素住宅並びに認定低炭素建築物等の一定の良質な建築物（非住宅）の整備に対して支援。

○ 事業主体：民間事業者等

○ 補助対象：

①長寿命型

建設工事費のうち、長期優良住宅にすることによる掛かり増し費用相当額

②高度省エネ型

建設工事費のうち、ゼロエネルギー住宅又は認定低炭素住宅にすることによる掛かり増し費用相当額

③優良建築物型

建設工事費のうち、地域性に配慮した木造の認定低炭素建築物（非住宅）等の、一定の良質な建築物にすることによる掛かり増し費用相当額

①、②については、柱・梁・桁・土台の過半において、都道府県の認証制度などにより産地証明等がなされている木材（以下、「地域材」という。）を使用する場合、地域材使用による掛かり増し費用相当額を追加。

○ 補 助 率：

①長寿命型

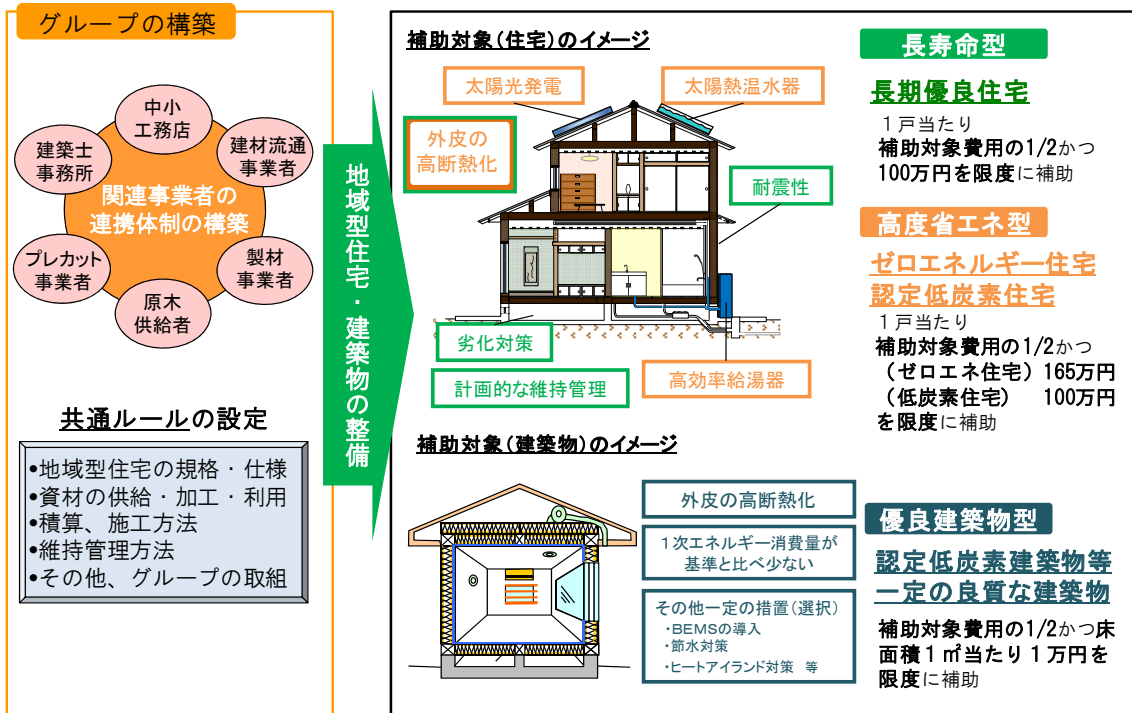
1/2（建設工事費の1割以内の額で、戸当たり100万円を上限（ただし、地域材を使用する場合は戸当たり120万円を上限）とする。）

②高度省エネ型

1/2（建設工事費の1割以内の額で、ゼロエネ住宅については戸当たり165万円（ただし、地域材を使用する場合は戸当たり185万円を上限）、低炭素住宅については戸当たり100万円を上限（ただし、地域材を使用する場合は戸当たり120万円を上限）とする。）

③優良建築物型

1/2（床面積1㎡当たり10,000円を上限とする。）



省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備の創設

住宅局 住宅生産課 企画専門官 豊嶋太郎（内線 39-463）

1. 目的

平成26年4月11日に閣議決定された新たなエネルギー基本計画において、「規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化する。」とされているところ。

省エネルギー基準への適合の義務化が段階的に施行された際に、供給側及び審査側が滞りなく対応できる環境整備を図る。

2. 内容

○ 事業内容：

設計・施工に関わる事業者への周知・普及や、評価・審査を行う者における体制整備等に対する支援を行う。

○ 事業主体：民間事業者等

○ 補助対象：

- ①省エネ基準に関する講習会、個別事業者等への周知活動
- ②設備・建材・流通等に携わる民間事業者等を活用した周知・普及促進
- ③省エネに関する審査体制の整備 等

○ 補助率：定額

インスペクションの活用による住宅市場活性化事業の創設

住宅局 住宅生産課 企画専門官 豊嶋太朗（内線 39-463）
住宅瑕疵担保対策室 企画専門官 村上真祥（内線 39-454）

1. 目的

インスペクションによる住宅情報の蓄積・活用と、インスペクション技術の開発・高度化により、既存住宅の適切なメンテナンス・流通等を促進し、中古住宅・リフォーム市場の活性化を図る。

2. 内容

○ 事業内容：

①インスペクション技術の開発・高度化に関する事業

現況の把握が難しい住宅の部位や、欠陥による不具合事象について、簡便に精度の高いインスペクションを行うため、非破壊による検査技術等、新たな技術開発や既存技術の高度化を図るとともに、これらの技術の活用を図る取組みを支援

②インスペクションによる住宅情報の活用に関する事業

住宅所有者が維持管理等に容易に活用でき、また、住宅所有者と多様な住宅関連ビジネスを繋ぐプラットフォームとしても利用出来るような住宅情報の整理・蓄積・活用のための取組を支援

○ 事業主体：民間事業者 等

○ 補助対象：調査・検討経費、住宅情報の蓄積・活用に向けた仕組みの整備費用、説明会費用 等

○ 補助率：定額

住宅金融支援機構による中古住宅取得・リフォームの支援等

住宅局 総務課 民間事業支援調整室
企画専門官 野坂和弘 (内線 39-713)

1. 目的

中古住宅・リフォーム市場の活性化や個人のライフステージに合わせた住み替えの支援のため、住宅金融支援機構に係る制度の拡充により、各種住宅ローンの供給を支援する。

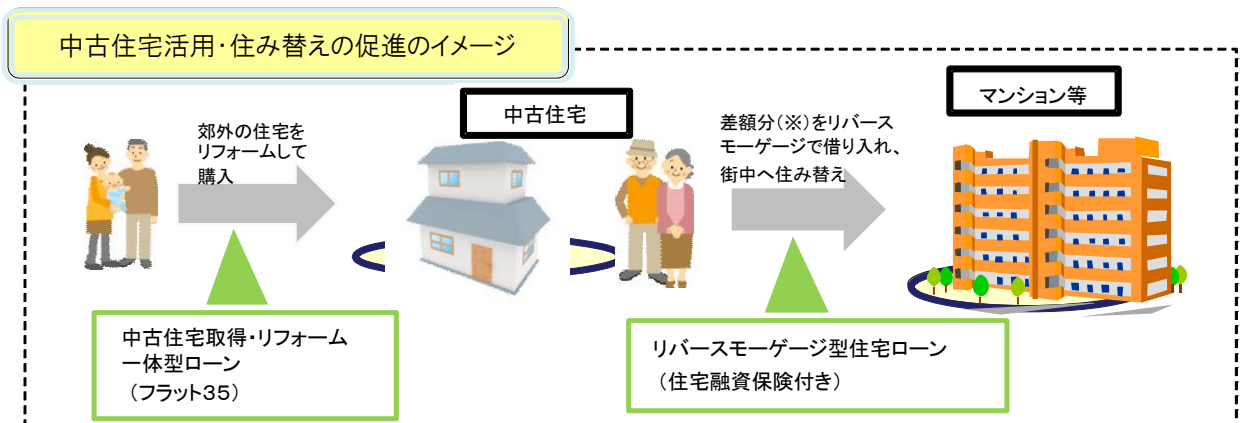
2. 内容

(1) フラット35による中古住宅取得・リフォーム一体型ローンの実施

証券化支援事業（フラット35）において、中古住宅の購入に付随して行われるリフォームに係る費用を対象に追加する。

(2) 住宅融資保険事業によるリバースモーゲージの推進

住宅融資保険事業において、民間金融機関が行う住宅取得資金に係るリバースモーゲージ型住宅ローン（死亡時一括償還型融資）を付保対象に追加する。



※ マンション等購入代金と中古住宅の売却代金の差額分

省エネ住宅に関するポイント制度の実施

住宅局 住宅生産課 企画専門官 豊嶋太朗（内線 39-463）

1. 目的

一定の省エネ性能を持つ住宅に対して支援を行うことで、省エネ住宅の建設やエコリフォームの普及を図る。

2. 内容

一定の省エネ性能を有する住宅の新築や、エコリフォームに対して、様々な商品等と交換できるポイントを発行する。

(1) ポイントの発行対象

①エコ住宅の新築

所有者が自ら居住するもので、一定の省エネルギー基準を満たす住宅

②エコリフォーム

次の a、b 又は c を含むリフォーム

a. 窓の断熱改修

b. 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

c. エコ住宅設備（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯器、節湯水栓）のうち、3つ以上の設置を伴うリフォーム

(2) 発行ポイント

①エコ住宅の新築

1戸あたり 30 万ポイント

②エコリフォーム

1戸当たり上限 30 万ポイント（耐震改修を行う場合は、上限 45 万ポイント）

※ (1) ② a、b 又は c 並びにこれらと併せて行うバリアフリー改修工事、エコ住宅設備の設置（c の場合を除く）、耐震改修工事等について、ポイントを発行。

(3) ポイント交換対象

省エネ・環境配慮に優れた商品、全国で使える商品券、地域振興に資するもの、環境寄附 等